平成２６年（フ）第１１７号
千葉県銚子市明神町２丁目240番地の７
債務者　山口　清和
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第２７３号
静岡県三島市南二日町25番11号　ベルメゾン二日町壱番館203
債務者　霜出三琴枝
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１２７８号
名古屋市中村区鴨付町２丁目45番地の３
債務者　佐藤留里子
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２８９号
名古屋市名東区西里町１丁目22番地
債務者　野澤　順子
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４４９号
名古屋市南区道徳新町９丁目43番地　グローレ道徳102号
債務者　三好　明已
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４９６号
愛知県小牧市久保一色南２丁目46番地　Ｎ・Ｙ・ガーデン202号
債務者　山田　美貴
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５８７号
愛知県春日井市鳥居松町８丁目37番地８　アイリーブルー101号
債務者　庵原　文人
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３６号
京都府福知山市昭和新町49番地　ハイツシンフォニー101号
債務者　桒垣　伸也
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２６年（フ）第７７号
岡山県美作市三倉田314番地６、申立時の住所岡山県美作市壬生377番地壬生団地６―６号
債務者　平田　一貴
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第７８号
岡山県美作市三倉田314番地６、申立時の住所岡山県美作市壬生377番地壬生団地６―６号
債務者　平田　清美
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第３１２号
高知市加賀野井１丁目26番５号
債務者　八木万理子
1　決定年月日時　平成26年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３３２号
高知市一宮東町３丁目13番13号
債務者　藤本さゆり
1　決定年月日時　平成26年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３３３号
高知市一宮東町３丁目13番13号
債務者　藤本　詩草
1　決定年月日時　平成26年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３３４号
高知市一宮東町３丁目13番13号
債務者　藤本　　匠
1　決定年月日時　平成26年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１８号
長崎県南松浦郡新上五島町七目郷817番地８
債務者　折口　弥生
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２６年（フ）第２０号
長崎県五島市木場町617番地６、住民票上の前住所長野県飯山市大字瀧4783番地３
債務者　竹政　金三
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２６年（フ）第４１８４号
大阪府箕面市箕面６丁目５番２―510号
債務者　高見健太郎
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部